

# 障害者・障害児 サービス利用の手引き

岩国市福祉部障害者支援課  
令和5年12月作成

	ページ
<b>◆自立支援給付</b>	
1. 自立支援給付とは・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2. 介護・訓練等給付、障害児通所給付利用の流れ・・・・・・・・	3
3. サービス等利用計画・障害児支援利用計画について・・・・・・・・	5
4. 月ごとの利用者負担の上限額・・・・・・・・	6
5. サービスの種類・・・・・・・・	7
6. 自立支援医療・・・・・・・・	11
7. 補装具費の支給（購入・修理・借り受け）・・・・・・・・	12
8. 高額障害福祉サービス等給付費・・・・・・・・	13
9. 新高額障害福祉サービス等給付費・・・・・・・・	13
<b>◆地域生活支援事業</b>	
1. 地域生活支援事業とは・・・・・・・・	14
2. 障害者相談支援事業・・・・・・・・	14
3. 基幹相談支援センター事業・・・・・・・・	14
4. 成年後見制度利用支援事業・・・・・・・・	15
5. 意思疎通支援事業・・・・・・・・	15
6. 日常生活用具給付事業・・・・・・・・	15
7. 移動支援事業・・・・・・・・	17
8. 地域活動支援センター運営事業・・・・・・・・	17
9. 障害者訪問入浴サービス事業・・・・・・・・	17
10. 日中一時支援事業・・・・・・・・	17
11. 自動車運転免許取得費助成事業・・・・・・・・	17
12. 自動車改造費助成事業・・・・・・・・	17
<b>◆その他のサービス</b>	
1. 重度身体障害者（児）おむつ給付事業・・・・・・・・	18
2. 災害時用ストーマ装具保管事業・・・・・・・・	18

お問合せ先		
担当課	電話番号	FAX
本庁障害者支援課	29-2522	22-2814
由宇総合支所	63-1113	63-3427
玖珂支所	82-2511	82-6139
周東総合支所	84-1112	84-7711
美和総合支所	96-1113	96-1712
錦総合支所	72-2112	72-2120
美川支所	76-0311	76-0863
本郷支所	75-2582	75-2366

# ◆自立支援給付

## 1. 自立支援給付とは

障害の種類（身体障害、知的障害、精神障害、難病）にかかわらず、障害者・障害児の自立支援を目的に全国一律で共通に提供するサービスが自立支援給付です。日常生活に必要な支援を受ける「介護給付費」や自立した生活に必要な訓練等の支援を受ける「訓練等給付費」は、利用者などからの申請により認定や決定を経てサービスを受けます。その他に、「自立支援医療費」「補装具費」などがあります。

### ○介護給付

- 居宅介護
- 同行援護
- 療養介護
- 短期入所
- 施設入所支援
- 重度訪問介護
- 行動援護
- 生活介護
- 重度障害者等包括支援

### ○訓練等給付

- 自立訓練（機能訓練）
- 自立訓練（生活訓練）
- 宿泊型自立訓練
- 就労移行支援
- 就労継続支援A型
- 就労継続支援B型
- 就労定着支援
- 自立生活援助
- 共同生活援助

### ○相談支援給付

- 計画相談支援

### ○地域相談支援給付

- 地域移行支援
- 地域定着支援

### ○障害児通所給付（児童福祉法）

- 児童発達支援
- 放課後等デイサービス
- 保育所等訪問支援

### ○自立支援医療

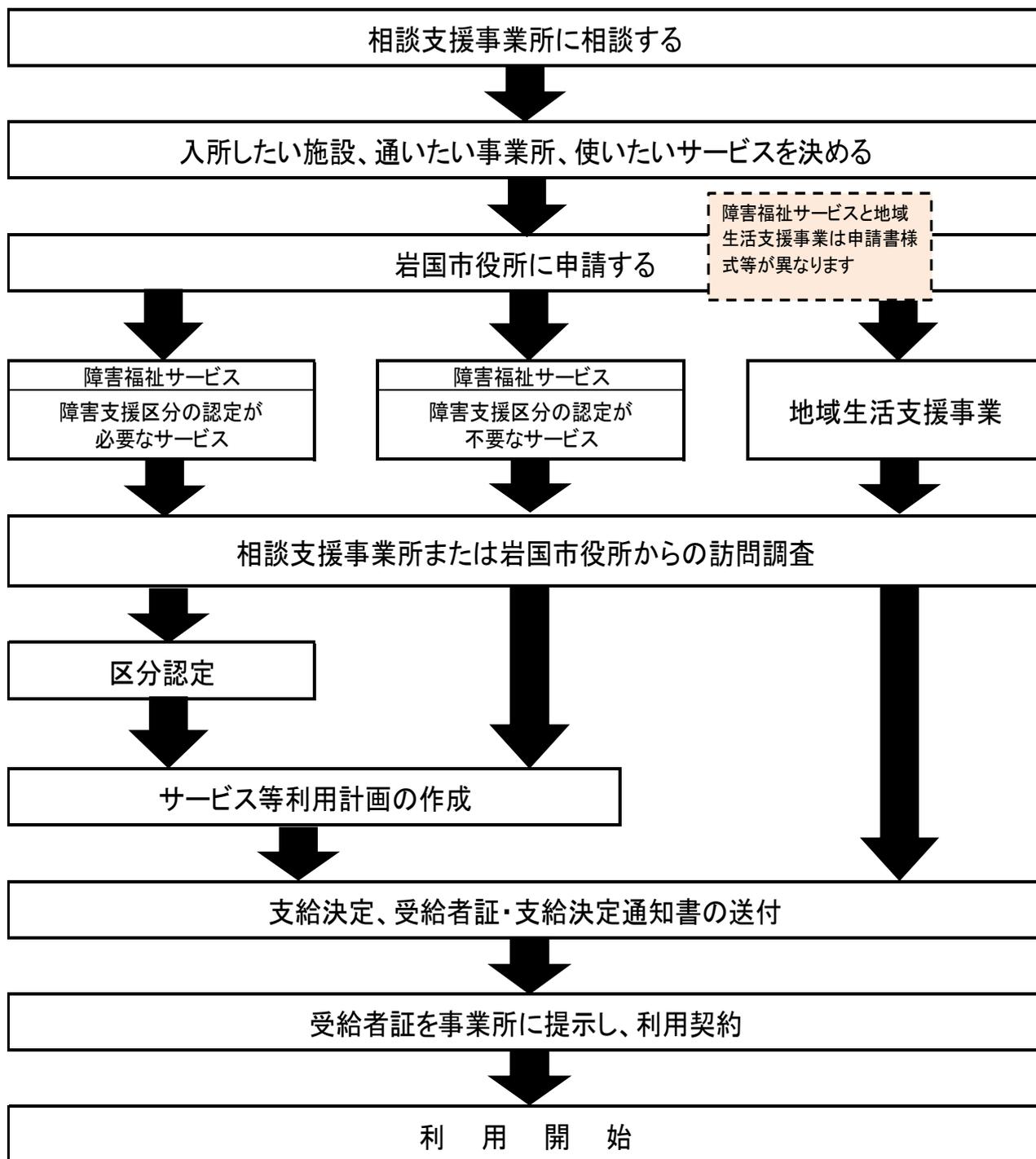
- 更生医療
- 育成医療
- 精神通院医療

### ○補装具費

## 2. 介護・訓練等給付、障害児通所給付利用の流れ

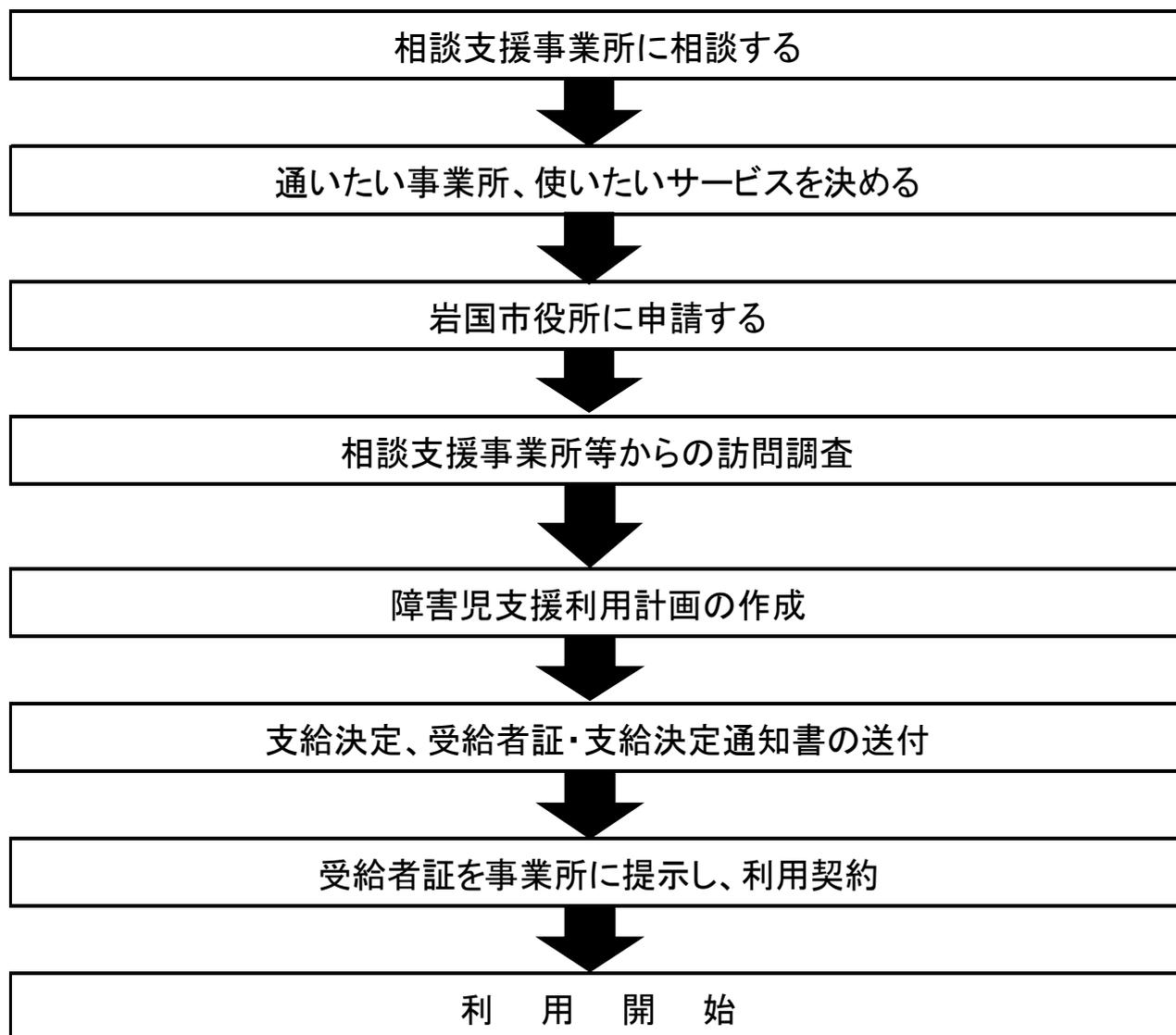
①障害者総合支援法に基づくサービスを利用する場合

### 《 申請から利用開始までの流れ 》



②障害児通所支援のサービスを利用する場合

《 申請から利用開始までの流れ 》



### 3. サービス等利用計画・障害児支援利用計画について

#### サービス等利用計画・障害児支援利用計画とは

サービス等利用計画・障害児支援利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障害のある方や障害のある子どもの自立した生活を支え、障害のある方や障害のある子どもの抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するものです。

具体的には、相談支援専門員が、本人と家族等の思い・生活状況等を聞き取り、具体的な支援内容を織り込んだ計画を作成します。

#### 相談支援専門員とは

サービス利用に関する相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス等利用計画・障害児支援利用計画を作成する専門職です。

#### 自己負担について

サービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成に係る費用の負担はありません。

但し、相談支援事業所が定める通常の支援実施区域を越えて、自宅等に訪問を依頼する場合は、別途交通費の実費負担が発生する場合があります(詳しくは、各事業所へお問合せください)。

## 4. 月ごとの利用者負担の上限額

サービスを利用した時には、**原則1割の利用者負担**がかかります。

月ごとにかかる利用者負担額には、その世帯の所得に応じて月額負担上限額が設定されており、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。所得を判断する際の世帯の範囲は、18歳以上の障害者（施設に入所する20歳未満を除く）については障害のある方とその配偶者、障害児（施設に入所する20歳未満を含む）については保護者の属する住民基本台帳（単身赴任を含む）での世帯となります。

### 【障害者】 18歳以上の障害者（施設に入所する20歳未満を除く）

区分	生活保護	市民税 非課税世帯	市民税課税世帯 (以下の額は市民税所得割額)		
			16万円未満	46万円未満	46万円以上
居宅・ 通所	0円	0円	9,300円	37,200円	
入所	0円	0円	37,200円		
補装具	0円	0円	37,200円		全額自己負担

### 【障害児】 18歳未満の障害児（施設に入所する20歳未満を含む）

区分	生活保護	市民税 非課税世帯	市民税課税世帯 (以下の額は市民税所得割額)		
			28万円未満	46万円未満	46万円以上
居宅・ 通所	0円	0円	4,600円	37,200円	
入所	0円	0円	9,300円	37,200円	
補装具	0円	0円	37,200円		全額自己負担

上記のほか、低所得者（生活保護・市民税非課税世帯）に対しては、

■施設入所の際の食費・光熱水費

■共同生活援助（グループホーム）利用の際の家賃の負担を軽減する「補足給付」の制度があります。

## 5. サービスの種類

### ●居宅介護（ホームヘルプサービス）

障害のある方に対し、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言などの生活全般にわたる援助を行います。

### ●重度訪問介護

重度の肢体不自由又は重度の知的障害若しくは精神障害があり常時介護を必要とする方に対し、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言などの生活全般にわたる援助、外出時における移動中の介護を総合的に行います。また、病院等に入院・入所している障害のある方に対し、意思疎通の支援などを行います。

### ●同行援護

視覚障害により移動が著しく困難な方が外出する際に、ガイドヘルパーが同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ・食事等の介護など外出する際に必要となる援助を行います。

### ●行動援護

行動上著しい困難を有する知的障害又は精神障害のある方が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護など行動する際に必要となる援助を行います。

### ●療養介護

病院において医療的ケアを必要とする方であって常時介護を必要とする障害のある方に対し、主に昼間において、病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。

### ●生活介護

常時介護を必要とする障害のある方に対し、主に昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言などの日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供などの身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行います。

### ●短期入所（ショートステイ）

自宅において介護を行っている方が疾病などの理由により介護を行うことができない場合に、障害のある方に障害者支援施設などの施設に短期間入所してもらい、入浴、排せつ及び食事の介護など必要な支援を行います。

### ●重度障害者等包括支援

常時介護を必要とする障害のある方であって、意思疎通を図ることに著しい支障がある方のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある方並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する方につき、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、自立生活援助及び共同生活援助を包括的に提供します。

### ●施設入所支援

施設に入所する障害のある方に対し、主に夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言など日常生活上の支援を行います。

### ●自立訓練（機能訓練）

障害のある方に対し、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所又は障害のある方の居宅において理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言など必要な支援を行います。

### ●自立訓練（生活訓練）

障害のある方に対し、障害者支援施設、サービス事業所又は障害のある方の居宅において入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言など必要な支援を行います。

### ●宿泊型自立訓練

障害のある方に対し、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言など必要な支援を行います。

### ●就労移行支援

就労を希望する障害のある方（原則65歳未満）に対し、生産活動、職場体験などの活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談など必要な支援を行います。

### ●就労継続支援A型

通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある方であって、適切な支援により雇用契約等に基づき継続的に就労することが可能な方に対し、生産活動などの活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練など必要な支援を行います。

### ●就労継続支援B型

通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある方に対し、生産活動などの活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練など必要な支援を行います。

### ●就労定着支援

生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障害のある方の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活上での問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行います。

### ●自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害のある方であって、一人暮らしを希望する方等に対し、定期的な訪問や連絡を受けて行う訪問、相談対応等により、障害のある方の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助を行います。

### ●共同生活援助（グループホーム）

障害のある方に対し、主に夜間において、共同生活を営む住居において相談、入浴、排せつ、食事の介護などの日常生活上の援助を行います。

### ●計画相談支援・障害児相談支援

サービス等利用計画・障害児利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障害のある方の自立した生活を支え、障害のある方の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するものです。具体的には、相談支援専門員が、本人と家族等の思い・生活状況等を聞き取り、具体的な支援内容を織り込んだ計画を作成します。

### ●地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障害のある方又は精神科病院に入院している精神障害のある方など、地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする方に対し

し、住居の確保など地域における生活に移行するための活動に関する相談などの支援を行います。

### ●地域定着支援

居宅において単身等で生活をしている障害のある方に対し、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急事態等に相談等などの支援を行います。

### ●児童発達支援

療育を行う必要があると認められる主に未就学の障害のある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの必要な支援を行います。

### ●放課後等デイサービス

学校に就学している障害のある児童に対し、授業の終了後や休業日において生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの必要な支援を行います。

### ●保育所等訪問支援

保育所、幼稚園、小学校等に通う障害のある児童に対し、障害のある児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などの必要な支援を行います。



## 6. 自立支援医療

心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する制度で、以下の3つの種類があります。

利用者負担として原則1割の定率負担が生じますが、世帯の所得水準等に応じて一月当たりの負担上限額が設定されています。

なお、制度を受けるためには申請が必要です。

### ●育成医療

18才未満の方が対象です。身体障害者と同等の状態である方に必要な医療で治療し、日常生活を容易にすること等を目的としている医療制度です。

#### 【対象医療】

口蓋裂・口唇裂を改善する歯科矯正、鼠径ヘルニア根治術、両側停留精巣を改善する手術、脊柱側弯症を改善する装具療法 等（育成医療の対象医療は多数あります）

### ●更生医療

18歳以上の身体障害者手帳をお持ちの方が対象です。身体障害者手帳に記載されている障害を手術等によって除去・軽減して職業能力を増進し、日常生活を容易にすること等を目的としている医療制度です。

#### 【対象医療】

冠動脈バイパス術、 $\text{A}^\circ$ -カ-植え込み術、人工弁置換術、人工関節置換術、人工透析療法、じん移植術、口唇形成術、口蓋裂形成術、抗HIV療法 等

### ●精神通院医療

一定以上の症状を有する精神疾患があり、通院による治療を受けている方に対して、その治療費を公費にて助成します。

## 7. 補装具費の支給（購入・修理・借受け）

身体障害のある方等の日常生活や社会生活の向上を図るために、その失われた身体機能や損傷のある身体機能を補うための用具（補装具）の購入や修理・借受けを行うための制度です。

補装具の支給を受ける場合、原則1割の利用者負担（月額上限あり）がかかります。（6ページ参照）

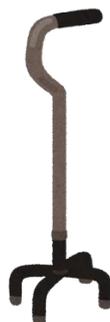
なお、支給を受ける際には事前に申請が必要となります。詳しい内容や申請に必要な書類等をご説明しますので、岩国市障害者支援課にご相談ください。

### 【交付対象品】

義肢（義手、義足）	装具（下肢・靴型・体幹・上肢装具）
歩行器	車いす
電動車いす	座位保持装置
視覚障害者安全つえ	義眼
補聴器（ポケット型、耳かけ型、耳あな型、骨導式ポケット型・眼鏡型）	眼鏡（矯正・遮光・弱視眼鏡、コンタクトレンズ）
歩行補助つえ（松葉づえ、多点杖、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホーム杖）	重度障害者用意思伝達装置

※以下の補装具は身体障害児のみ

座位保持いす	起立保持具
頭部保持具	排便補助具



## **8. 高額障害福祉サービス等給付費**

同じ世帯に障害福祉サービスや障害児通所支援等を利用する方が複数いる場合や、ひとりで複数のサービスを利用する場合など、世帯におけるひと月の利用者負担額の合計が基準額を超えたときに、その超過分を高額障害福祉サービス等給付費として給付する制度です。

給付を受けるには申請が必要です。詳しくは岩国市障害者支援課までお問い合わせください。

## **9. 新高額障害福祉サービス等給付費**

65歳になるまでに居宅介護などの特定の障害福祉サービスの支給決定を5年以上受けていた方が、65歳になって介護保険サービスに移行したときに、一定の要件を満たす場合、介護保険移行後に利用した特定の介護保険サービスの利用者負担額を新高額障害福祉サービス等給付費として給付する制度です。

給付を受けるには申請が必要です。対象要件など詳しくは岩国市障害者支援課までお問い合わせください。

# ◆地域生活支援事業

## 1. 地域生活支援事業とは

障害のある方及び障害のある児童等がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施し、障害のある方等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず市民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とした事業です。

## 2. 障害者相談支援事業

岩国市が委託している相談支援事業所において、障害のある方の地域での生活を支援すること、そしてそのご家族の生活を支援することを目的とした各種相談、情報提供を総合的に行います。

(市内委託事業所)

事業所名称	事業所所在地	担当 地区	電話番号
			FAX 番号
障害者地域生活支援センターしらかば	室の木町三丁目1番74号	東部 地域	21-8750
			28-2861
岩国市障害者サービスセンター	岩国四丁目2番20号	東部 地域	43-2399
			44-0031
地域生活支援センタートライアングル	横山一丁目12番51号	東部 地域	44-3244
			44-3245
緑風会障害者生活支援センター	由宇町北一丁目5番20号	南部 地域	63-2882
			62-1134
障害者支援センターリフレ	玖珂町1887番地	西部 地域	82-0018
			82-5013
障害者地域生活支援センタープロGRESS	美和町生見2128番地	北部 地域	95-0500
			96-0001

## 3. 障害者基幹相談支援センター事業

地域の相談支援の拠点として、障害のある方やその家族からの総合的な相談のほか、支援困難事案ケースへの対応、障害者相談支援事業所間の連絡調整や支援、障害のある方に対する虐待の防止、啓発、権利擁護などを行います。

事業所名称	事業所所在地	電話番号	FAX 番号
くらし自立応援センターいわくに	麻里布町七丁目1番2号	24-2571	28-4535

## 4. 成年後見制度利用支援事業

知的障害や精神障害などにより判断能力が不十分な方で、身寄りがない場合等、親族等による後見等開始の審判の申立てができない方について、市長が代わりに申立てを行います。

また、成年後見制度を利用する場合に必要となる申立てに要する経費（登記手数料、鑑定手数料等）や後見人等の報酬について、助成を受けなければ制度の利用が困難である方に対して、その費用を助成します。

### ※注意※

以下の 5～12 の事業については、事前に申請が必要となります。申請方法等については、事前に岩国市障害者支援課までお問い合わせください。

## 5. 意思疎通支援事業

聴覚や言語機能などの障害や難病により意思疎通を図ることに支障がある方に、意思疎通を支援する手話通訳者等の派遣を行い、コミュニケーションの円滑化を図ることを目的とした事業で、以下の3つの事業があります。

### ●手話通訳者等の派遣

聴覚に障害のある方等が公的機関や医療機関に赴く等、外出する場合において、手話通訳者等を派遣する制度です。

### ●要約筆記者等の派遣

聴覚に障害のある方等が公的機関や医療機関に赴く等、外出する場合において、要約筆記者等を派遣する制度です。

※要約筆記とは、聴覚に障害のある方等に対し、話し手の内容をその場で要約して文字にして伝える方法です。

例) 意思伝達を筆談により仲介する、講演会等の場において講演内容等を頭上投影機(OHP)などを使用して話の重要な部分を要約して文字化する 等

### ●手話通訳者等の設置

聴覚に障害のある方等のコミュニケーションの円滑化を推進するため、手話通訳者を社会福祉協議会に設置し、聴覚障害者等とのコミュニケーションの仲介を行う制度です。

## 6. 日常生活用具給付事業

日常生活を営むのに支障がある重度の障害がある方等に対し、日常生活上を円滑に過ごすために必要な用具の給付を行う制度です。

日常生活用具の給付を受ける場合、原則1割の利用者負担（月額上限があります）がかかります。

なお、給付を受ける際には事前に申請が必要となります。条件詳細・申請に必要な書類等をご説明しますので、ご相談ください。

〔給付対象品目〕

種 目	品 目	
介護・訓練 支援用具	特殊寝台	体位変換器
	特殊マット	移動用リフト
	特殊尿器	訓練いす
	入浴担架	訓練用ベッド
自立生活 支援用具	入浴補助用具	火災警報機
	便器	自動消火器
	頭部保護帽	電磁調理器
	T字状、棒状のつえ	歩行時間延長信号機用小型送信機
	移動・移乗支援用具	聴覚障害者用屋内信号装置
	特殊便器	
在宅療養等 支援用具	透析液加温器	酸素ボンベ運搬車
	ネブライザー（吸入器）	視覚障害者用体温計（音声式）
	電気式たん吸引器	視覚障害者用体重計
	動脈血中酸素飽和度測定器 （パルスオキシメーター）	視覚障害者用血圧計
情報・意思 疎通支援用具	携帯用会話補助装置	視覚障害者用ラジオ
	情報・通信支援用具	視覚障害者用時計
	点字ディスプレイ	聴覚障害者用通信装置
	点字器	聴覚障害者用情報受信装置
	点字タイプライター	人工喉頭
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害者用ワードプロセッサ （共同利用）
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	点字図書
	視覚障害者用読書器	人工内耳用体外機
	人工内耳用イヤモールド	人工内耳用充電電池
	人工内耳用充電器	
排泄管理 支援用具	ストーマ用装具（消化器系）	紙おむつ等 （紙おむつ、おしりふき、洗腸用 具、サラシ、ガーゼ等衛生用品）
	ストーマ用装具（尿路系）	
	収尿器	
居宅生活動作 補助用具	住宅改修費	

## **7. 移動支援事業**

単独では外出が困難な障害のある方等に対し、社会生活上必要不可欠な外出や、余暇活動等社会参加のための外出等をする際にホームヘルパーを派遣し、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的とした制度です。

## **8. 地域活動支援センター運営事業**

障害のある方等に対し、地域の実情に応じ創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を行うことにより、社会参加、社会復帰、地域生活支援の促進を図ることを目的とした制度です。事業の詳細につきましては岩国市障害者支援課までお問い合わせ下さい。

## **9. 障害者訪問入浴サービス事業**

家庭で入浴することが困難な重度の身体障害がある方に対し、訪問入浴サービスを行うことにより、入浴困難者の健康の増進及び衛生の保持並びに家族の負担軽減を図ることを目的とした制度です。

## **10. 日中一時支援事業**

障害のある方等を障害福祉サービス事業所や障害者支援施設などで一時的に預かり、見守り等のサービスを提供することにより、家族の就労支援や一時的な休息等を図ることを目的とした制度です。

## **11. 自動車運転免許取得費助成事業**

身体障害のある方の自立と社会参加の促進を図るため、自動車運転免許（第1種運転免許に限る。）に要する費用の一部を助成する制度です。助成額は、費用の2/3以内で10万円が上限額です。

助成を受けるには事前に申請が必要ですので、運転免許取得の際はお問い合わせください。

## **12. 自動車改造費助成事業**

身体障害のある方が自ら所有し運転する自動車の手動装置等の一部を改造することにより社会参加が見込まれる方に対して費用の一部を助成する制度です。助成額は、10万円が上限額です。（所得制限があります。）

助成を受けるには改造前に事前申請が必要です。

## ◆その他のサービス

### 1. 重度身体障害者（児）おむつ給付事業

在宅で生活する重度の身体障害のある方（65歳未満に限る。）に対し、月額3,000円分のおむつを給付することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とした制度です。給付を受けるには事前に申請が必要です。

【対象者】※以下の条件を満たしたもの

- ①市内に住所を有する在宅の65歳未満の重度の身体障害のある方であって、常時失禁及び寝たきりの状態のため、おむつが必要であると認められるもの
- ②所得税非課税世帯に属するもの

### 2. 災害時用ストーマ装具保管事業

災害が発生又は発生のおそれがある場合に備え、避難所に必要とされるストーマ装具を市があらかじめ預かり、保管し、災害時に返却します。保管を希望する場合は「災害時用ストーマ装具保管依頼書」と密閉できる透明な袋に入れたストーマ装具を市に提出していただきます。

〔対象者〕 岩国市に住所があり、身体障害者手帳を所持するストーマ装具使用者

#### ※災害時に備えて※

災害の発生は予期できないものです。普段から災害時に備えて、ストーマ装具等の準備をしておきましょう。